

東北町鳥獣対策事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の鳥獣被害の増加に対応するため行う、侵入防止柵（電気柵）に係る経費、わな狩猟免許取得者へのわな購入費に対し、その費用の一部の支援を行うため必要な事項を定めるものとする。本事業の交付に関しては、東北町補助金等交付規則（平成17年東北町規則第50号）及び東北町農林水産生産振興対策事業費補助金交付要綱（令和4年東北町告示第49号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する資材の購入費用とする。

- (1) 防護柵又は電気柵に係る資材
- (2) わなの購入費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防護柵・電気柵の資材購入に係る場合、前条の補助対象経費の消費税を除いた2分の1以内とし、交付対象者一人あたり30万円を補助限度額とする。
- (2) わな購入に係る場合、前条の補助対象経費の消費税を除いた、交付対象者一人あたり5万円を補助限度額とする。

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

①侵入防止柵・電気柵

- (1) 東北町内に居住する販売農家（個人・法人）
- (2) 町内に設置する資材に限る

②わなの購入費

- (1) わな狩猟免許を取得済みの方
- (2) 町内に設置する資材に限る

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 購入した資材等は、対象鳥獣の農地等への侵入を防止する目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業は、交付決定通知書(様式第3号)が届いた後に行うこと。
- (3) 補助事業を2月末日までに完了し実績報告書(様式第9号)を提出すること。
- (4) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 不正にな手段により補助金を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき

ウ 補助金交付の条件に違反したとき

- (5) 前号において既に交付した補助金があるときは、それを返還するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を次に掲げるいずれかの書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 該当資材等について業者等が提出した見積書

(2) 該当資材等の価格が記載されているカタログ等

(決定の通知)

第7条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払が完了したことを証明する書類

(2) 侵入防止柵・電気柵又はわなの写真

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 町長は、第8条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金の額を確定し、確定通知書により実績報告書に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の確定通知を受けた者は、交付請求書(様式第7号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この公告は、令和8年4月1日から施行する。